

戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

令和6年度第2回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○徳永課長補佐 それでは、皆さんお揃いになりましたので、定刻よりも少し早いのですが、令和6年度第2回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

司会を務めさせていただきます、社会・援護局援護企画課の徳永と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、厚生労働省事務局の岡本大臣官房審議官より御挨拶申し上げます。

○岡本大臣官房審議官 皆様、おはようございます。今日はよろしくお願いいたします。

本日は御多忙のところ、戦没者遺骨収集に関する有識者会議に御参集をいただきましてありがとうございます。大臣官房審議官の岡本でございます。

本日は、社会・援護局長の日原が公務の都合により参加が難しくなったために、恐縮ではございますけれども、私から一言御挨拶を申し上げたいと思います。

構成員の皆様方には、戦没者の遺骨収集事業につきまして、いつも貴重な御意見や御指摘を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

厚生労働省におきましては、毎年度策定しております事業実施計画に沿って今年度も関係省庁と連携・協力して取組を進めてきたところでございます。令和6年度におきましては、一部の地域を除きまして、コロナ禍前と同程度に実施できるところまで来たかなと考えております。これまでにパラオ諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、東部ニューギニアなどで現地調査や遺骨収集を実施したということでございます。

それから、パラオ諸島のペリリュウ島におきましては、昨年9月の現地調査によりまして、資料では1,000名を超える方が推定で埋葬されているという集団埋葬地が確認されまして、現在までに19柱相当の御遺骨が見つかるなど、各地域で着実に成果が出てきつつあるかなと考えております。

本年は戦後80年ということでございます。これだけの時間が経過している中で、戦没者の御遺族の方が高齢化しているという現状を重く受け止めまして、一日も早く、一柱でも多くの御遺骨の収容と送還ができるように事業を推進してまいりたいと考えております。

本日の会議では、指定法人への指導監査結果でありますとか、遺骨の収集事業、それから遺骨鑑定の取組の状況について御議論いただくこととしております。皆様方から忌憚のない御意見を頂戴して、今後の取組にしっかり生かしていければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○徳永課長補佐 ありがとうございます。

本日の出席者ですが、構成員5名、オブザーバー2名の方に御出席いただいております。

なお、浅村オブザーバーにつきましては、都合により御欠席となっております。

事務局の出席者につきましては、お手元の座席図のとおりでございます。

それでは、大変恐縮ですけれども、報道関係の皆様、撮影はこれ以降、御遠慮いただきますようお願いいたします。

(報道関係者撮影終了)

○徳永課長補佐 なお、会議資料につきましては本日、議事録につきましては後日、厚生労働省のホームページにて公表いたします。

議題に移ります前に、資料の確認をお願いいたします。

議事次第、出席者名簿、座席図、資料1「指定法人への指導監査結果について」、資料2「戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」、資料3「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」、資料4「令和7年度予算案について」を配付しております。

資料の配付漏れ等がございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、犬伏座長、御進行をお願いいたします。

○犬伏座長 お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、審議官からも御紹介がありましたように、戦後80年、そして今日は令和6年度最後の会議となりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の議題は、議事次第にもあるとおり、まず「指定法人への指導監査結果について」、例年行っております監査の結果報告がございます。2が「戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」。3が「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」。4「令和7年度の予算案について」ということで、4点のお諮りをするようになっております。

本会議の進め方ですけれども、まずは資料の説明を事務局からお願いしたいと思います。その後、各構成員やオブザーバーの方々から御意見、御質問をいただくということで進めさせていただきますと思います。

なお、各資料の説明については、御質問が複数にわたるような場合もございます。いろいろ御質問があるかと思いますが、申し訳ございませんが、1つずつ質問をお願いし、事務局からの回答をお願いするということで進めたいと思います。

それでは、資料1の御説明を事務局よりお願いいたします。

○徳永課長補佐 資料1「指定法人への指導監査結果について」、説明させていただきます。

1ページを御覧ください。厚生労働省では、指定法人の一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会に委託している戦没者遺骨収集事業につきまして、毎年1回、事務所へ立ち入り、法令等に基づき、業務運営が適正に実施されているかについて指導監査を実施しております。指導監査結果につきましては、毎年本有識者会議において御報告しておりますが、本日は令和6年10月に実施いたしました指導監査結果について御報告させていただきます。

内容につきましては、「1 令和6年度指導監査結果の概要と対処方針」、個々の項目として、1つ目は、令和6年度指導監査における指摘事項、2つ目は、昨年3月に開催されました有識者会議において、構成員の皆様方からいただいた助言や御意見を踏まえた指定法人の対応状況、3つ目、4つ目は、令和5年度と令和4年度の指導監査における厚生労働省の指摘に対する指定法人の対応状況のフォローアップとなります。

次に、2ページにつきましては、令和6年度指導監査の概要を記載しておりますが、3ページ以降で具体的な内容を説明させていただきます。

3ページを御覧ください。令和6年10月に実施いたしました指導監査における指摘事項になりますが、文書指摘が1つ、口頭指摘が3つ、助言が2つという結果となります。

1つ目の文書指摘でございますが、「会計規則に基づいた契約手続の遵守」です。一部の契約において、契約手続に関して作成すべき書類の作成漏れなど、過去の指摘事項に対する改善が定着されていないものや、会計規則に則した処理がなされていないものが認められましたため、適正な法人運営の観点から、直ちに是正があるものとして速やかに是正措置を講じるよう文書にて通知を行ったところでございます。

米印で記載しておりますが、先日28日に改善状況報告が提出されまして、事務担当者自身が適切に書類を作成・添付しているかを自己点検できるチェックシートを作成しまして、決裁者も適切に事務が行われているかを確認する仕組みを導入いたしました。厚生労働省におきましては、新たな仕組みの定着状況についてフォローアップを行ってまいります。

次に、口頭指摘の1つ目は、「適切な物品管理」です。派遣時に必要なデジタルカメラやGPSといった共用物品を返却せずに、実質数か月、個人の手元に置いているというものです。国費で購入した物品を個人が占有することがないように、借用・返却のルールを定めまして、管理者が毎月共用簿と現物の確認を行い、年度末には全ての物品が返却されていることを確認するよう指導を行いました。

2つ目は、「仮払金の適正な支出」です。仮払金とは、海外の派遣先で遺骨収集などの事業に関して使用する現金を指しますけれども、会議費の支出において、指定法人が定める基準に該当しない者との飲食に対する支出が認められました。このため、過去の会議について実態を調査いたしまして、その結果に基づき支出金額の返還を求めることとしております。また、支払基準についても、参加者の範囲をより明確化するとともに、今後も基準に即して適正に支出するよう指導を行いました。

3つ目は、「出張の初日、最終日における勤務時間管理の見直し」です。こちらは出張時における所定労働時間の扱いが不明確となっている事案がございましたので、実態に即した扱いとするよう指導を行いました。

4ページを御覧ください。助言の1つ目は、「物品購入の一元化」です。派遣時に必要な消耗品を職員個々が私費にて立替払いの購入を行っているケースが多々ありまして、立て替えた職員の振込手数料も高額となっております。このため、私費による立替払いでなく、総務部などが取りまとめて一括購入するよう助言を行ったところです。

2つ目は、「自動更新契約に係る契約更新時の確認」です。自動更新条項がある契約に関しては、毎年度契約内容を精査していないものが見受けられましたので、毎年度契約内容を精査して、必要に応じて受託者と協議の上、更新するよう助言を行いました。

5ページを御覧ください。昨年3月開催の有識者会議におきまして、構成員の皆様方から様々な御助言や御意見をいただきました。いただいた御意見に対する指定法人の対応状

況を御報告させていただきます。

1つ目につきましては、竹内構成員から、「渡航中になるべく領収書など支出の根拠となるものを確実に入手し、不備があるかどうかを現地にて確認し、帰国後、速やかに仮払金の精算を行うこと」という御意見をいただきました。

経緯につきましては、下の四角の「参考」というところを御覧ください。こちらは令和4年度の指導監査において口頭指摘になった事項でございます。指定法人の会計規程におきましては、遺骨収集など、海外での派遣の所要経費は概算額を算定し、仮払金として派遣団の会計責任者へ支出いたしまして、帰国後1週間をめどに精算することとなっておりますが、帰国後1か月を要していたため、会計規程に準じて適切に処理するよう指導したところでございます。

今年度の監査時に対応状況を確認しましたところ、令和4年度の監査での口頭指摘以降、帰国後おおむね1週間以内に精算が完了しております。支出の根拠となる領収書などを現地において入手して、指定法人側、厚労省においても不明瞭な支出がないように確認しているところでございますが、先ほど今年度の監査結果で申し上げましたが、会議費の支出に関しては、支払基準に則していない支出が認められましたので、適正に支出するよう指導を行いました。

次に、2つ目についてですが、竹内構成員、熊谷構成員より、「基準額を超えて随意契約を行う場合、理由書を作成し、内部での手続が行われているか、また、理由書の内容は適切であるか」という御意見をいただきました。

経緯を申し上げますと、7ページに令和5年度の指導監査における口頭指摘（1）に記載しておりますが、令和4年3月に会計規程細則の改正を行いまして、随意契約によることができる場合の基準額や基準を超えて随意契約をする場合の手続を定めたところですが、基準額を超える随契の一部に理由書が作成されていなかったとの内容を昨年の有識者会議において報告しましたところ、いただいた御意見となります。

5ページに対応状況を記載してございますが、基準額を超えた随意契約に関しては、理由書は作成され、内部での承認手続が行われていたましたが、随意契約に至った理由が不十分、根拠規定の記載がないなど、不適切なものが散見されましたので、適切な理由書を作成できるよう指導したところです。

これは契約に当たりまして指定法人側で情報を収集して、ほかに業務を担える業者がないことを確認の上で随意契約をしたというもので、きちんとした理由はあり、理由書は作成いただいているのですが、理由書の文面が不十分なものが見受けられたものでございます。

次に、6ページを御覧ください。こちらは竹内構成員より「契約内容の一覧表を作成し、内部で共有を行い、適正な契約方式が取られているか、適切な業者選定が行われているかなどについて、内部で定期的に確認を行っているか」という御意見をいただきました。

経緯としては、9ページに「令和4年度の指導監査における『助言』」という記載がご

ざいますが、会計規程において毎月整備することと定められている「月次契約報告書」の記載内容を確認した際に、令和4年2月以降の報告書について、海外派遣における旅行者選定の契約のみが記載されているという状況であったため、会計規程細則に定める適切な契約や支出がなされているかの確認を行うという観点から、契約金額が少額を超える契約及び支出については報告書にて記載するよう助言を行ったものでございます。

この助言を受けまして、指定法人としても80万円以上の契約・支出案件を記載していただくようになっておりますが、令和5年度に確認したところ、自動更新の契約や随契の案件に記載漏れがございまして、改めて記載する対象案件の整理を指導いたしました。この内容を有識者会議において御報告し、いただいた御意見となります。

6ページに指定法人での対応状況を記載してございますが、「月次契約状況報告書」を作成し、記載すべき案件はほぼ記載され、内部で共有を行ってございました。監査時にこの一覧表を活用して契約状況を確認したところ、会計規則に則した処理がなされず、入札参加資格を有していない業者との契約や、さらに深掘りしたところ、書類の作成漏れ等が確認されたところでございます。

次に、4つ目につきまして、竹内構成員より、「借用物品は帰国後速やかに返却すること、速やかに返却することが困難な場合には、現物の所有を確認して、私的に使用しないことを遵守すること」という御意見をいただきました。こちらに関しても令和5年度の口頭指摘事項となりますが、先ほど3ページで御報告した内容と重複しますので、説明は省略させていただきます。

次に、7ページを御覧ください。こちらは令和5年度指導監査における指摘事項への対応状況ですが、口頭指摘(1)、(2)に対する対応状況は先ほど説明いたしました内容と重複するため、説明は省略させていただきます。

(3) 休暇取得の適正な手続についてですが、出勤簿、休暇簿を突合したところ、一致しない事例や特別休暇の取得について、規程どおりに取得できていない事例がございましたが、こちらに関しては、休暇簿は適正に記載され、特別休暇も規程どおりに適切に取得されておりました。改善済みでございます。

次に、8ページを御覧ください。令和5年度の指導監査における助言事項となりますが、(1) 振替休日の取得時期です。指定法人が行う遺骨収集などの派遣において、土日、休日に勤務をした場合には、就業規則では、休日勤務後原則1ヶ月以内に振替休日を取得することとされておりますが、次の派遣や報告業務が立て込んでいるため、3ヶ月後に取得したというケースがございました。厚生労働省としてはできるだけ規程どおりに振替休日を取得できるよう体制を整えていただくことや、国の場合では休日勤務の前4週・後8週の振替が可能であるところでございますので、必要に応じて規程の改正を検討するように助言を行いました。

対応状況を確認したところ、昨年度よりは減少したものの、依然規程の1ヶ月を超えて振替休日の取得が見られ、指定法人の規程改正については労働基準監督署に相談したとこ

ろ、本来、振替休日は速やかに取得すべきもので、取得時期の延長はすべきでないと指導されたとされておりまして、規程の改正は検討していないということでございます。引き続き速やかに振替休日を取れるよう、派遣スケジュールや人員配置の効率化を図るよう助言を行ったところです。

(2) ですが、旅行命令変更における旅行命令簿への変更決定日の記載でございます。天候や新型コロナの感染などにより旅行命令の変更が必要となった場合において、旅行命令簿に変更命令日を記載するよう助言を行ったところですが、対応状況を確認したところ、旅行命令簿には変更日と理由が適切に記載されておりましたので、改善済みとなっております。

次に、9ページにつきましては、令和4年度の指導監査における指摘事項への対応状況(フォローアップ)となりますが、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

各監査項目における指摘事項の対応状況の説明は以上となりますが、最後に、2ページの下段に対処方針を記載させていただいておりますが、1つ目、文書指摘事項に関しては、法人から提出のありました改善状況の報告内容に関し定期的なチェックを行い、確実に改善されるまでしっかり確認していきたいと思っております。

また、業務運営上、違反の程度が軽微である口頭指摘、助言に関しては、指摘となった原因を振り返りまして、改善方法を具体化し、改善状況を定例会議などで確認していきたいと考えております。

説明は以上となります。

10ページ以降については、「指定法人の概要」ということで参考資料となりますので、説明はここでは省略させていただきます。

以上です。

○犬伏座長 ここまでの事務局からの説明に対して御質問や御意見があれば、お願いいたします。本年度も文書指摘、口頭指摘、助言等がございましたので、そういった点も含めまして、構成員の方やオブザーバーの方から御質問や御意見があれば、お願いしたいと思います。

では、竹内構成員、お願いします。

○竹内構成員 令和6年度の指導監査の結果の御説明、ありがとうございます。

これまでも毎年監査されており、今回につきましては、ちょっと気になるのが文書指摘事項が検出されたというところでございます。競争参加資格がない業者との契約が認められたということです。

あと、口頭指摘にとどまっておりますが、金額的な重要性が低いからかと思いますが、仮払金のところの会議費については基準に該当しない者との飲食について支出が認められたということで、この2点が気になるところでございます。

御案内のとおり、本来であれば本会議では遺骨収集事業の取組状況や遺骨鑑定の取組状

況についてから議題に入るといふのがあつべき姿なのかなとは思つておるところなのですが、会議の冒頭でこゝろの監査に関する事項が挙げられるといふことは、過去に不適切な支出があつたといふことがあつたらうかと思つます。

今回の指摘事項につきて、これまでの監査では比較的軽微なものが多かつたと思つたのですが、今回、支出に関連するところ、支出のルールに準拠してない案件が出てきてゐるといふことで、先ほど対処方針の中で御説明があつたとおつり、しっかりと改善されるまで確認していつていただきたいと思つたところがございます。

監査の際にはルールに準拠してゐるかといふ形式的なチェックといふのが多くなるのですけれども、それと同時にといふか、それよりも大事な実際に検出したルールに準拠してゐなかつた事項は、内容として業務にきつちりと必要な支出であつたかといふ視点といふのは必ず持つようにしていただきたいと思つます。業務に関係ない支出といふのはあり得ないよといふことだとは思つますけれども、その辺りの感度といふか、そういったものをしっかりと持つて監査していただきたいといふのととも、これは説明していただいて、事前に資料も拝見したのかもしれませんが、5ページの渡航中の支出についての私のコメント、渡航中になるべく領収書支出の根拠となるものを確実に入手といふのは、御説明を伺つて「なるべく」といふのがちよつと気になつたので、「なるべく」ではなくてこれは「確実に」ですから、渡航中に合理的な理由により（領収書支出の根拠となるものを）もらえないものがあつたらうといふ例外のことをこゝで表現されてゐるのだと思つたので、そこは誤解なきように、基本的に支出の根拠になる書類は必ず入手することが必要ですので、ちよつとそこだけ気になつたので補足させていただきます。

以上でございます。今後も引き続きしっかりとした監査と御指導をして、検出された事項については改善していつていただきたいと思つますので、よろしくお願ひしたいと思つます。

○犬伏座長 やはり文書指摘といふのは重大な指摘ではないかといふことで、竹内構成員からもこの点及び口頭指摘等についての御意見を賜りましたけれども、この点について御事情説明、あるいは事務局側で監査をしてお答えいただけるようなことがあつたらう、よろしくお願ひします。

○浅見事業課長 御指摘どうもありがとうございます。

厚労省では、コロナ禍からの事業再開によりまして、海外の現地調査や遺骨収集への派遣回数が令和4年度以降、年々増加をしてゐる状況でございます。このため、本来であれば派遣と派遣の合間にこゝろの事務作業を行うべきところ、その合間の間隔がだんだん短くなつてきておつりまして、作業に集中する時間が十分に確保できずに書類の確認がおろそかになつてゐるものと思つたところ、また、事務管理担当者も派遣数の増加によつて少し手が回らなくなつてゐるといふ状況もあるかと認識しておつります。

今後は規定等に沿つた契約手続を行つてゐるかを自己点検できる、先ほど申し上げましたチェックシートの策定、それから、会議費の支出対象者の範囲の明確化、また、事務管

理の効率化、派遣スケジュールの改善等について法人に求めることとしておりまして、その改善状況につきましては、厚労省としても積極的にフォローアップしていきたいと考えております。

具体的には、これまで改善状況の確認というのは年2回開催している厚生労働省と推進協会との定例会議において行ってまいりましたが、今後は通年で確認する機会を設けて、確実に改善されるまでしっかり確認していくとともに、改善後も継続してそれが維持できているかも確認していきたいと考えております。

引き続き、法人による事務が適切に行われるように指導を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。

○竹内構成員 ありがとうございます。しっかりと改善を確認できるまでやっていただきたいと思えます。

○犬伏座長 それでは、熊谷構成員、よろしくをお願いします。

○熊谷構成員 監査の御報告、ありがとうございました。

今回、従前の継続しているものも含めて細かいところまできちんと御指摘いただいてありがとうございます。そういう意味では、この事業全体としてきちんと統制がついているといえますか、コントロールができているということは言えるのだらうと思っておりますので、そういう意味では非常に良いことだなと思っております。

ただ一方で、今、課長からお答えもあったようですけれども、本来であれば厚労省から指摘される前に内部で気づいておかなければいけない点もあるわけで、その辺りは今回、確認表みたいなものも作っていくということですので、そういうものでしっかりまずは内部できちんとした対応ができるようにしていただけるといいのかなと思えます。

今回の文書指摘の中の例えば随契の理由が不十分というのは、ある種解釈の問題も入るので、そういう意味では外部からの指摘がないとなかなか気づけない部分があるのかもしれませんが、参加要件がないであるとか、それから物品管理がきちんと終わった後に返ってこないというのは、ある種規律に基づいて本来であれば内部で気づくべきところでもあるので、そういったところは内部でまずきちんと気づくようにしていただくということが重要かなと思えました。

全体としてはよろしいのですけれども、そういう意味ではきちんと内部監査の体制というものもつくっていただければと思っております。

以上です。

○浅見事業課長 どうもありがとうございます。

体制のほうでございますけれども、令和7年度予算案で推進協会の事務職員に関しては1名の増員ということで、今、計上しているところでございますので、万全の体制で今後とも監査の規定に沿った執行ができるようにきっちり指導していきたいと思っております。

○犬伏座長 ほかにいかがでしょうか。

ますますコロナ以降たまっていた、滞っていた遺骨収集事業が増えてくるということで、事業自体の数も増えて大変になることとは思うのですけれども、やはりルールに従った業務遂行をお願いしたいと思いますが、推進協会から何かありますでしょうか。

○佐藤オブザーバー 推進協会の佐藤でございます。

竹内先生、熊谷先生から御指摘いただきましたことを肝に銘じまして、状況といたしましては先ほど浅見課長から御説明いただいたとおりでございますので、私どもも指導をいただきながら、今、改善を図っているところでございますので、引き続き適切な支出、適切な事務処理に努めてまいりたいと思います。

○犬伏座長 よろしくお願いたします。

それでは、資料1の説明についてはほかに御意見がないということであれば、最後にも御意見いただく機会がございますので、資料2の説明に移っていきたいと思います。事務局よりお願いたします。

○堀内事業推進室室長補佐 それでは、資料2の遺骨収集事業の取組状況につきまして、前回会議からの変更点、また、今回新たに作成した資料がございますので、そういったところを中心に説明をしたいと思います。よろしくお願いたします。

資料を開いていただきまして、まず1ページと2ページは時点のみの更新なのでございますけれども、数字に変動がございませんので、3ページから御覧いただけたらと思います。この3ページの資料につきましては、過去5年間の遺骨収容数について記載をしている資料となっております。令和6年度の欄におきましては、前回の会議では6年の7月末に実施した状況について記載をしておりました。今回は時点をリバイスして7年の1月末時点としてまとめております。

この資料の枠の中が上段と下段に分かれているのですけれども、上段はDNA鑑定を行うために送還した御遺骨の検体数、柱相当の数を記載しておりまして、下段につきましては送還した御遺骨について、単位は柱になりますが、柱を記載しております。資料の一番右側の下、合計数のところを御覧いただきたいのですけれども、まず上段、946柱相当のDNA鑑定用の検体を送還して、また、御遺骨については下段の部分、71柱の御遺骨を送還している状況でございます。細部はこの後の資料で説明をいたします。

少し飛びまして、5ページをお願いします。一番上の枠内、各国の入国制限等の現状について書いてございます。こちらの時点も令和7年1月末時点として更新をしておりますが、前回と状況は変わってございません。

1つ目の丸については、外務省の「感染症危険情報」について書いてございますけれども、前回同様に感染症の危険情報が発令されている地域はございません。

2つ目の丸については、「海外危険情報」について書いてございます。ロシアとミャンマーの一部の地域については危険情報のレベル3、あるいは4の危険の情報が発令されております。今、申し上げた地域につきましては遺骨収集事業の実施を見合わせているとこ

ろですが、それ以外の地域については問題なく計画どおりに派遣のほうは行うことができます。

資料の中段を御覧いただきたいのですが、6年度の派遣の実績ということで、本年1月までの状況についてまとめてございます。まず、一番上の硫黄島につきましては、昨年7月中旬から9月中旬にかけて予定していた派遣は渇水の影響で中止となっております。その後の9月中旬以降から渇水の影響が解消いたしまして、それ以後は予定どおりの派遣を進めているところでございます。1月までに合計で調査を18回行いまして、また、遺骨収集については1回行って、33柱の御遺骨を持ち帰っているところでございます。

次に、その下、沖縄の関係でございます。沖縄の遺骨調査・収集に関しましては、沖縄県に委託をして事業を行っております。国においても行っておりますが、後ほどの11ページの資料をもって御説明をしたいと思います。

次に、海外の情報になります。現地調査、または遺骨収集派遣につきましては、先ほどお話ししましたが、ロシアとミャンマーの一部を除いたところ、この資料に記載している地域におきまして計画的に派遣を行ってまいりました。派遣回数は現地調査を29回、遺骨収集を現状22回、実施しております。合計で51回実施しております、昨年度の5年度の実績からしますと年間で海外派遣を47回やっておりますので、今の時点で51回ですの上回っている状況でございます。

それから、一番下の枠内を御覧ください。こちらは本年2月から3月までの事業計画、また、派遣の回数を記載しております。海外の派遣につきましては、現地調査と遺骨収集でそれぞれ8回を予定しております。

次に、ページが飛びまして9ページ以降の資料で今年度の具体的な状況について説明をしたいと思います。ただし、時間の関係がございますので、主だった地域のみ御説明をしたいと思います。今回、新たに作成した資料がございますので、そちらの資料について詳しく説明をさせていただきたいと思います。

9ページを飛びまして10ページ、下段のウズベキスタンについて御紹介したいと思います。ウズベキスタンでは、宗教上の理由で遺骨の発掘、お墓にある遺骨を掘り起こすことがタブーとなっております、そういったことで遺骨収集が基本的にはできない。また、それとともに国内法令で規制が設けられておりまして、問題解決を行うためには法的な基盤が必要であると相手国の政府側から言われているところでございます。

厚生労働省では、これまで埋葬の現地調査の実現に向けまして、相手国政府側との協議を進めてきております。直近では本年1月に実施をしておりまして、今後も事業の実現に向けまして継続的に行っていくことを考えてございます。

次に、11ページになります。沖縄につきましては、令和6年7月と11月、沖縄県の戦没者遺骨収集情報センターに保管されている御遺骨について形質の鑑定を行うとともに、DNA鑑定、また、同位体分析用の検体を採取して厚生労働省に持ち帰っております。また、本年2月、3月においても同様の派遣を行う予定としておりまして、2月については予定ど

おり実施を終えたところでございます。

沖縄で収容した御遺骨ですけれども、特殊な事情がございまして、戦没者の御遺骨ではなくて、沖縄の古来からある自然壕を利用したお墓、古墓の御遺骨である可能性がございします。そういったことから、持ち帰った検体につきましては同位体の分析によって戦没者遺骨の可能性があるのか、戦没者以外の御遺骨かどうかについて確認をしております。この判定方法につきましては、後ほどの資料3の遺骨鑑定の取組の説明におきまして別の担当から御紹介させていただきたいと思っております。

それから、沖縄での取組につきまして、新聞に掲載もされておりますが、本年1月から2月にかけて、厚生労働省におきまして沖縄県の豊見城市にある旧海軍司令部壕の遺骨収集を行っております。

続いて、硫黄島です。資料に記載のとおりですけれども、2月から3月にかけて3回の調査と1回の遺骨収集を行っております。現時点において予定どおり実施できているところでございます。硫黄島においては遺骨収集で33柱の御遺骨を収容・送還しております。

それから、12ページです。パラオの関係は後ほど別の資料で御説明いたします。一番下のトラック諸島のところを御覧ください。トラック諸島は昨年度から引き続いて沈没艦船愛国丸の遺骨の収集を行っており、この2月に実施いたしました。その結果、22柱相当のDNA鑑定用の検体を送還しております。

それから、次が13ページです。フィリピンになります。フィリピンにつきましては、7月、11月と2回遺骨収集を行っております。その際に合計で11柱相当の御遺骨の検体を送還している。また、本年2月においても遺骨収集を実施いたしまして、所属集団判定会議によって日本人戦没者の蓋然性が高いと判定された御遺骨5柱を現地で火葬した上で送還をしております。

それから、ページが少し飛びます。19ページ、アッツ島の関係でございます。こちらも新聞によって掲載された案件でございます。令和6年8月に米国の協力を得まして、16年ぶりに現地調査・遺骨収集を実施しております。その結果、推定2柱相当の遺骨を収容して、この8月の段階では在アンカレジ領事事務所に御遺骨は保管をしていた。その後、本年1月20日から25日にかけてアンカレジに職員を派遣いたしまして、2柱相当の御遺骨について形質の鑑定を行った上で、日本に送還をしております。

遺骨収集の状況については以上で、ページがちょっと飛びまして、現地調査の関係について説明をしたいと思います。22ページです。令和5年度に改正いたしました政府の基本計画では、各国の国立公文書館などにおけます集中的な資料調査によって得られた埋葬に関する情報が約3,300ございます。こちらについて、令和11年度までに遺骨の有無の確認に関する現地調査を行うということにしております。この資料はその約3,300の保有情報がどのように推移しているかということに記載しております。

今回、前回の会議におきまして浜井構成員より御示唆いただいた点を反映しております。前回の会議におきまして、保有情報の精度がどの程度のものなのか、また、そこからどれ

ぐらい御遺骨が見つかったのかといったお話がございました。今回御提示させていただく資料は、そういった現地調査の状況が分かるように改めております。これから説明をしたいと思います。

資料の左側を見ていただきますと、令和4年3月末の情報数が書いてございます。3,266か所、先ほどお話しした3,300というのがこの数なのですけれども、この遺骨情報のうち、令和6年9月までに現地調査を行って調査が終了になったのが878か所、また、現地調査を行ったことによって新たな情報として増えたものが464か所ございます。その結果、右側に6年9月末時点の情報数を書いてございますが、数としては2,852となっております。前回の資料とちょっと違うところは、その右側に内訳を入れてあります。2,852か所の内訳ということで今回の資料では書いてございます。

①のところの現地調査実施中の366か所につきましては、現地調査を実施はしたのですけれども、引き続き御遺骨の有無の確認をしていく必要がある情報数ということになります。この数字の中にどういったものがあるかどうかなのですけれども、例えば情報地点を特定して御遺骨を確認することができなかつたと。引き続き試掘などを行っていかねばいけないものとか、あとは情報地点を特定して試掘をしまして、その結果、御遺骨を見つけることができたのですけれども、埋葬地の全容を把握するために継続して試掘を行っていくといったものがこの366の中に入っているものでございます。

その下の数字の2,486か所については、現時点では現地調査は未着手でありまして、11年度までに現地調査を行っていく必要がある情報数ということになってございます。

次に、23ページを御覧ください。まず、一番上の枠のところを見ていただきたいのですが、現地調査で遺骨の有無を確認している埋葬地の情報といったものがどのようなものがあるかについて、まずは説明をしたいと思います。

一つは、各国の公文書館などから取得した日本人戦没者の埋葬に関する情報、また、現地におきまして地元の関係者などから聞き取りをした結果、得た埋葬の情報。それ以外には、各国の在外公館を通じて把握した埋葬の情報や、あとは戦友の方や御遺族の方から寄せられた情報といったものがございます。

これらの情報の中で優先して現地調査を行うこととしているものにつきましては、この資料に記載をしておりますとおり、戦没場所と埋葬の事実の確度がより高まった情報ということになります。現在は特に御遺骨の存在が確認されているものの現地調査を優先して行っているということでございます。

下段を御覧ください。令和6年9月末時点の御遺骨の発見状況についてまとめてございます。1つ目のポツですけれども、コロナによる事業の中断後におきまして、令和4年度に31回、令和5年度に33回の現地調査を行っております。令和4年度以降に現地調査を概了した埋葬地の情報の数が、ここで書いております525か所ということになります。このうち御遺骨を発見したものが364か所ということで、遺骨の発見の割合は69.3%ということになってございます。

現地調査を概了してそのうち御遺骨を発見したケースとしましては、次ページの資料を御覧いただけたらと思います。こちらのページの右側の「アンガウル島『サイパン日本人墓地』」と書かれているものですが、このケースがそれに当たります。資料を入手した状況について書いてございますが、まず27年度、厚労省が「サイパン日本人墓地」の地点を示す地図と埋葬図面をアメリカにある国立公文書館から入手しておりまして、下にある地図と埋葬図面がそれに当たります。入手した資料を基に現地調査を厚労省のほうで行いまして、平成30年度に墓地の地点を特定し、これまでに160柱相当の御遺骨を収容しているということでございます。ここの資料の168柱というのが1月末時点で、2月に新たに派遣に行っておりますので、そこでプラス20の御遺骨を収容したので180ということになってございます。

前のページに戻ってください。御遺骨を発見したのが先ほど見ていただいた364か所ということで、それ以外にも現地調査については現在まだ実施中ですが、56か所において戦没者の御遺骨を発見したケースがございます。こちらのケースにつきましては24ページの左側にあるペリリュー島の集団埋葬地に係るもので、こちらがその事例ということになります。資料の取得経緯について書いてございますが、資料の関係上、25年以前に資料を取得している状況がございますので、それについて補足の上、説明をしたいと思います。

昭和21年の8月に米国側から日本側に対しまして、中部及び西部太平洋における米国が管理している地域における埋葬者の人数が記載された資料が提供されております。この資料の中には、パラオ諸島、ペリリュー島において埋葬された戦没者の人数が1,086名という記載がございました。その後、資料を見ていただきたいのですが、資料記載のとおり平成25年にペリリュー島の慰霊会が集団埋葬地を示す地図を米海軍設営隊博物館から入手いたしました。それがこの資料の左側の集団埋葬地を示す地図ということで、地図上に「×」が書いてあるのですが、そういった資料を入手いたしました。厚生労働省ではこれらの情報に基づいて現地調査を行ったのですが、この情報のみでは残念ながら集団埋葬地の特定には至りませんでした。

その後、平成26年に厚生労働省が埋葬者数1,086名と書かれた資料を外交史料館から入手しております。この外交史料館から入手した資料というのが、先ほど口頭で申し上げた、昭和21年8月に米国から提供された情報と同じものでございます。さらに、平成29年、厚生労働省が集団埋葬地の位置情報（グリッド情報）が記載された資料を米国の国立公文書館から入手しております。それがこの資料に貼り付けている「位置情報（グリッド情報）」という記載の文章と、その下に地図があるのでございますが、それがこれに当たります。位置情報については、ちょっと資料が小さくて見づらいのですが、10月27日8時に141W1の地点に敵の埋葬準備が完了したということで、グリッドの番号が書かれております。これに対応する地図として、下に貼り付けている地図なのでございますが、今、申し上げた141W1がどこに当たるのかというのがこの地図上の黄色で塗られているところになります。この141W1は100ヤード手法で91.44メートルなのでございますが、囲まれた範囲という

ことになります。こういった形でグリッドの情報が得られたことによって、埋葬情報の面の情報がより点に近づくことができました。

こういった資料に基づいて改めて現地調査を行った結果、最終的には令和6年9月に御遺骨が出てきて、集団埋葬地ということで判断をしたということでございます。これまでに19柱相当の御遺骨を確認しておりまして、まだ埋葬地の全容把握を進める必要がございますので、継続して全容を把握するための現地調査を行っていくということで予定しております。

私からの説明は以上ですが、次ページからの説明は事務局の渡邊から説明をさせていただきます。

○渡邊事業課課長補佐 事業課の渡邊でございます。

お手元の25ページからの現在の遺骨収集手順に対して現場の担い手から得られた御意見等について御説明させていただきます。

前々回の有識者会議の場で浜井先生から、コロナ禍が明けて事業が本格的に再開し、新しい遺骨収集手順書の問題点や改善すべき点が出てきているのではないかと、事業の現場の担い手の声を整理した上で、手順書の内容に基づく事業の実践の中で見えてきた問題点等の検証を行って報告してほしいと御指摘がございました。

その御指摘を踏まえまして、事業に携わる推進協会や社員団体の現場の皆さんから、これまで文書や会合等を通じて示されました、手順書を含む収容と鑑定のプロセス全体に関する御意見をつぶさに確認させていただきました。その結果、収容のプロセス、鑑定のプロセス双方について、それぞれ3項目に御意見が集約されておりました。

資料は2ページに分かれまして、1枚目は収容に関するもので、2枚目がDNA鑑定等に関するものです。資料の一番左側に現場の担い手の方々からの御意見・御指摘、中央に御意見等に対する厚労省の考え方と、その考えに基づいてこれまで行ってきた対応状況を整理しました。そして一番右側には、今後の方向性としまして、取組の予定と方針を書かせていただきました。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。

まず、現地調査の際、鑑定人不在でも日本人の可能性のある御遺骨が発見される場合があります。次回以降の派遣で形質鑑定を行うことは非効率である。現地調査にも可能な限り遺骨鑑定人に同行をお願いしたいというもの。現在の手順書では、鑑定人の同行は原則遺骨収集のみとしつつ、必要に応じて現地調査にも同行ができると規定されており、効率の面からも多くの現地調査派遣に同行させるべきとの御意見です。

この御意見について厚労省としましては、遺骨鑑定人の総数が少ないため、全ての現地調査に同行させることが難しいといった現状を踏まえ、鑑定人の同行があったほうがよい派遣なのかどうかを事前に検証した上で優先順位をつけること、また、事業に協力いただける専門家の確保・育成の取組を進める必要があると考えております。

この考えに基づいたこれまでの対応ですが、(1)につきましては、遺骨情報のうち遺

骨が現認されている情報に基づく現地調査では、遺骨を発見する可能性が高いため、派遣期間中に形質鑑定と検体採取ができるように、推進協会の要請に基づいて可能な範囲で鑑定人とのスケジュール調整を行い、派遣に同行できるよう対応しております。

(2)の専門家の確保については、以下①から③を通じまして、事業に協力いただける鑑定人を増やせるよう取り組んでいます。まず、平成30年度より、人類学会の場に当局の職員を派遣しまして、ブースを作って事業に関するポスターやパンフレットを置かせていただき、御関心のある方には御説明するなどして事業参加への協力の呼びかけを継続しています。

また、令和2年度からは、鑑定人の人材確保・育成について国立科学博物館に業務委託しており、その養成講座カリキュラムを通じて事業に参加できる専門家を育成しています。本年1月末現在で修了者が10名、そのうち派遣に既に行かれています方が3名でございます。さらに、これまで厚労省内部において3名の鑑定人の専門家の方々に業務に当たってもらっていましたが、今年度からは4名の専門家を厚労省の職員として雇用し、派遣実施体制の整備を行いました。そして、今後の方向性についてですが、さらなる鑑定人の人材確保に向け、引き続き省外部の専門家の確保・育成に努めることとします。

なお、先ほど申し上げましたが、省内部の職員として、次年度にはさらに1名の方を採用して5名体制で業務を行っていく予定でございます。

鑑定人の総数と同行回数の推移につきましても記載しましたが、外部、内部ともできるだけ多くの人材を確保すべく、取組を継続しているところでございます。

続いて、2つ目の御意見です。DNA鑑定を行うことによって御遺骨の送還が遅くなることから、手順を簡略化すべきではないか。これについては推進協会の職員の方々からも先日直接にお話を伺いましたが、例えば遺骨と共に旧日本軍の遺留品が発見されて、かつ、完全一個体の状態で収容、さらに形質鑑定で日本人遺骨の蓋然性が高いといった判定がされた場合には、例外的な扱いとしてDNA鑑定の結果を待たずに直ちに全ての御遺骨を送還することはできないかと示されました。

これについて、厚労省としましては、現在の手順書は、令和元年に明らかとなりました御遺骨に関する過去の不適切な対応への反省を込めて、二度と同じ轍は踏まないという強い思いの下、関係者の方々の意見を踏まえながら収容と鑑定のプロセスを見直し、その趣旨を反映させたものであり、DNA鑑定を含む科学的所見への適切な対応はその見直しの核心に当たるため、DNA鑑定の省略を行うことはできないと考えております。

他方、御遺骨の収容から御遺族への引渡しまでに長い時間がかかっており、御遺族をお待たせしているといった事実については重く受け止めておりますので、御遺骨を速やかに送還できるよう、DNA鑑定プロセスの迅速化に努めることが重要と考えております。

この考えに基づき、厚労省としましては、抜本的な見直し方針を策定後、令和2年度以降、収容相手国に対して新たなプロセスをオンラインや対面で説明してきました。

また、日本人でない遺骨が収容国から持ち出され、相手国の信頼を損なうことのないよ

う、相手国の理解を得た上で調査・収集を実施しており、原則見直し後のプロセスに基づいて対応しております。仮に例外的な扱いとして収容直後に全ての遺骨を持ち帰ったとして、その後のDNA鑑定の結果、日本人ではないと判定された場合、その御遺骨は相手国にお返しすることとなりますので、相手国の信頼を損ね、以降の事業が止まってしまう可能性もございますので、見直し後のプロセスに沿った対応は必須と考えております。

とはいえ、このプロセスの遵守によって御遺骨の送還に時間がかかっていることは承知しておりますので、鑑定のプロセスを迅速化させるための取組を行っております。従前は大学等の関係機関にお願いしてDNAの分析・鑑定を行ってきましたが、令和4年秋に専門家を雇用した上で、厚労省自らDNA鑑定を行うラボを設置しました。また、昨年4月には信州大学医学部と協定を結びまして、大学内に戦没者遺骨鑑定センター連携室を設置し、DNAの抽出や解析が難しい事案の研究等に集中的に取り組んでいただくこととしました。

今後の方向性につきましては、現行のプロセスに基づきしっかりと事業に取り組む一方、検体の持ち帰りから検体以外の部位の送還までの期間を可能な限り短縮するために、引き続き鑑定プロセスの迅速化に努めることで対応していきたいと考えております。

最後に、3つ目の項目でございます。御遺骨の現場における保管場所については、国として派遣前にしっかり確保することが重要である。検体採取後、それ以外の部位の遺骨につきましては、DNA鑑定の結果が出るまで現地の然るべき遺骨保管場所で保管することになっており、その保管場所の確保については国が責任を持って相手国側と交渉して適切に対応すべきとの御意見でございます。

これについて、厚労省としましては、遺骨収集の実施地域は在外公館の所在地から遠隔地である場合などにおきましても、厚労省が主体となって在外公館や推進協会と連携した上で相手国側と協議し、遺骨の適切な保管場所の確保に努めることが重要と考えております。令和2年の抜本的な見直し方針の策定後、外務省と連携しまして、在外の大使館や領事館で御遺骨を保管できるよう調整しました。

また、収容現場が市街から離れた遠隔地である場合は、在外公館から然るべき保管場所、例えば現地の行政機関の施設や民間の施設などを紹介してもらえるよう外務省へ依頼もしております。そのような現地施設の確保には、相手国側と現地で直接に交渉することが必要なのですが、現状、全ての派遣について厚労省が推進協会に同行しているわけではありません。しかし、同行できる派遣においては当方が主体となって推進協会の協力を得ながら相手側との調整に対応していきたいと思っております。

御参考までに、現時点で御遺骨の保管を行っている日本の公的機関6か所を記載させていただきました。

今後の方向性につきましては、引き続き厚労省が責任を持って保管場所の確保を行うに当たって、検体送還後のDNA鑑定の進捗によっては保管する時間も長引いて、施設のキャパの問題から新たな保管場所の確保・拡張などが必要な場合もございますので、そのような状況も注視しながら適切に対応していきたいと思っております。

続きまして、次のページですが、鑑定プロセスに関する御意見3項目について、検証内容について整理しました。

まずDNA鑑定について、どこの地域で何年に収容された遺骨が鑑定機関にいつ持ち込まれ、その後、何名の御遺骨から身元特定の申請があつて、その結果はどうだったのかといった状況を整理してほしいということでございます。送還された検体ごとの鑑定の進捗を一覧にしてほしいという御意見でございます。

これについて、厚労省としましては、検体数が多く、また、各検体ごとのDNA鑑定の進捗も様々であることから、DNA鑑定の全体的な進捗について整理して公表していきたいと考えております。この鑑定の進捗の可視化に関する御要望につきましては、平成11年度以来収容してきました約1万6000件の検体一つ一つについて鑑定の進捗が異なつて、一覧として簡潔にまとめるということは非常に難しいという理由から、検体全体の状況を整理した資料を昨年9月の有識者会議から会議資料としてお示しさせていただいているところでございます。

今後につきましては、個別にお問合せがあつた場合は、対象となるケースに関する鑑定の進捗状況を御説明させていただくこととしまして、引き続き御遺族に御遺骨を早期にお返しできるよう取り組んでいきたいと考えております。

続いて、2つ目の御意見です。現地に保管されているDNA鑑定待ちの御遺骨が増えないよう、DNA鑑定をスピードアップして現地で保管する時間の短縮に努めるべき。また、鑑定プロセスの迅速化のためラボを設置したが、その効果について示してほしいというものでございます。

この御意見について、厚労省としましては、前のページの収容に関する2番でもお示しましたが、現地に保管している御遺骨を速やかに本邦へ送還できるよう、鑑定プロセスの迅速化に努めることが重要と認識しており、令和4年9月のラボ設置などの取組を通して、鑑定件数の増加や鑑定の迅速化に努めていきたいと考えております。

これまでの対応につきましては、先ほど申し上げましたが、鑑定のプロセスを迅速化させるため、令和4年の秋に専門家を雇用した上で、厚労省自ら鑑定を行うラボを設置し、鑑定体制の強化を図りました。また、昨年4月には信州大学に遺骨鑑定センター連携室を設置し、DNA鑑定の抽出や解析が難しい事案の研究等に集中的に取り組んでいただくこととしました。

ラボで行っているDNA鑑定の状況につきましては、技師の研修やトレーニングなどを実施しながら、戦没者遺骨を扱ったことのない技師であっても有効にDNAを抽出できる手順の構築に取り組み、御遺骨の検体及びその御遺族から提供された検体について、令和7年1月末までに714件の抽出・分析を実施しております。

今後につきましては、現在、鑑定に携わっていただいている専門家の御協力をいただきながら、厚労省のラボも含めて鑑定体制のさらなる拡充に取り組み、DNA鑑定件数の増加や迅速化を進めていきたいと考えております。

最後に、3つ目の項目でございます。同位体分析を遺骨鑑定のプロセスに導入すべきである。具体的には、現地での形質鑑定により日本人の蓋然性が高い遺骨の検体を送還し、まずは安定同位体分析によって日本人であるかの判別をした上で現行のDNA鑑定を行い、それでも判別できない場合は次世代シーケンサーによるSNP分析を行うべきという御意見です。

この御意見について、厚労省としては、令和2年5月に取りまとめた抜本の見直しにおいて同位体分析の扱いについて定めており、安定同位体分析は所属集団の判定に関して安価に実施できる可能性があることから、実用化に向けて研究を行っていく。また、放射性炭素年代測定は生存年代推定が実施できることから、必要に応じて古墓由来の遺骨等のスクリーニングに活用するとしており、この方針に沿って取組を進めていくものと考えております。

これまでの対応につきましては、まず沖縄収容遺骨を対象に同位体分析を用いた年代測定を実施して、古墓由来の遺骨を区別する基準値を令和5年度に作成し、前回、前々回のセンター運営会議において議論して御了承をいただきました。後ほどこの会議の場におきましても説明させていただきます。

さらに、安定同位体分析を用いて日本人遺骨かどうかの所属集団判定の実用化を図るため、令和4年度から研究事業を実施し、また、令和6年度から8年度までの3年間で厚生労働科学研究を実施することとしており、本年度から取組を進めているところです。

同位体分析を基にアジア系遺骨について日本人遺骨と判定する確度を高めるためには、食性や水などに関する複数の成分を分析する必要があり、研究事業などでは標準的な分析方法の作成、戦没者遺骨の判定に用いる年代測定の基準値の作成、日本と外国の各種安定同位体分析データの比較検討等に取り組んでおります。

同位体分析に関する今後の方向性につきましては、現在、研究の途中であるため、明確な実用化の時期を申し上げることはできないのですが、先ほど申し上げました令和8年度まで行う厚生労働科学研究などの成果を踏まえまして、DNA鑑定や形質人類学の専門家などと情報共有しながら、現在の鑑定プロセスへの活用について検討していきたいと考えております。

以上がこの資料の御説明でございます。

○犬伏座長 ここまでの事務局からの説明について御質問や御意見があれば、お願いします。資料もこの会議で出てきた意見も踏まえて大分追加された丁寧な資料になっているかと思しますので、どなたからでも御意見、御質問があれば、よろしくお願いします。

では、浜井構成員、お願いします。

○浜井構成員 浜井でございます。御丁寧な御説明をありがとうございました。

3点ほどコメントと質問がございますので、1点ずつお伺いしていきたいと思っております。

まず1点目ですが、今、御説明いただいた23ページの保有する埋葬地情報に関する資料について、非常に分かりやすい資料を作成いただきありがとうございました。その下の

ほうの枠組みの中で、現地調査を概了した埋葬地情報の数が525で、下のほうに調査概了と判断した情報数353というものもあって、これを合わせて22ページの878という数字が出てくるのだらうと思います。実際に現地調査をした525か所のうち364か所から御遺骨が見つかったということは、60%以上ということになりますので、この数字からは、かなり精度が高い情報に基づいて調査・収集が行われているのかなと思います。これが実際この先もどうなのかという問題もありますし、保有情報の精度というところはこの事業をやっていく上で非常に重要な点だと思いますので、引き続きこういった情報というのは丁寧に御開示いただければと思います。

それに加えて、その次のページにペリリュー島とアンガウル島の事例をお示しいただきました。どのような形でこの保有情報から現地を割り出しているかというところまで御説明いただいて、非常に分かりやすかったと思います。その中に出てきましたが、昭和21年からアメリカ軍から情報提供がされていたところでもあるという補足的な御説明がございました。ふだんあまり見ませんが、この資料の1ページ目にこれまでの遺骨収集事業の推移というのがありまして、この下の左側の陸海軍部隊の復員時や引揚げ時に送還した遺骨が、いわゆる占領期ですね、戦争が終わってから講和が実現するまでの期間というところでの枠組みとしてあるのだと思います。この間に、アメリカに限らず連合国側から情報が提供されている。ジュネーブ条約に基づいて、連合国側から見ると敵国である日本の戦没者の埋葬情報というのは提供されているわけでありまして。昭和21年というお話がありましたけれども、比較的早い段階から情報は提示されており、それは先ほど外交史料館から確認されたということでありまして、その資料にはペリリュー以外にもアンガウルのサイパン墓地の埋葬数やそれ以外の地域の数というものも記載をされています。そして、それは別に外務省だけではなくて、当時の引揚援護庁と、この連合国によって埋葬された情報というものを日本政府としてどう生かすのかということを検討するところから、遺骨収集の第1次計画の事業というのは始まっているという経緯があるわけです。

そういった意味で、その情報はかなり古いものですので今の厚労省にそれがそのまま継承はされていないのかもしれませんが、ペリリュー以外にもそうした数字があったということは承知しておると思います。昭和21年や22年にアメリカやオーストラリア、赤十字といったところから、戦争が終わってかなり生々しい情報が提供されている。そういった国内でかなり早い段階に提供された情報というものは、今はかなり現地の状況が変わっているかもしれませんが、このペリリューというのはまさに1,086という数字が昭和21年という段階でもう日本政府に伝わっていたということもありますので、今、持っている情報とそういった過去の情報との突き合わせなどもしながら作業を進めていっていただきたいと思っています。

これはコメントとして挙げさせていただきたいと思います。

2つ目は質問なのですが、最後のほうで御指摘をいただきました、現場の担い手の皆さんからの御意見等ということがございます。収容と鑑定に関して3つずつまとめられてお

りまして、厚労省としての考えと今後の方向性ということも示されているわけですが、これを踏まえて手順書というものが何らか改訂をされるのか、あるいはそういう改訂に向けた作業に取りかかるということになるのか、あるいはそういったことはなく、こういった現場の方々に対しては厚労省側の説明をし、今後は今の手順書のまま改善を図りながら続けていくという方向性なのか、つまり手順書を改訂するのもしないのかというところでどういうことになっているのか教えていただければと思います。

○犬伏座長 それでは、事務局のほうで今の御質問についてお考えがもう既にありましたら、お答えいただきたいと思います。

○浅見事業課長 御質問ありがとうございます。

遺骨収集の手順書につきましては、必要な都度、これまでも改訂をさせていただいたところがございますので、現状は今使っている手順書に基づいて遺骨収集を実施しておりますが、今後、改訂が必要になるようなことがあれば、特に躊躇することなくそこは改訂していきたいと思っておりますし、改訂に当たっては、皆様方の御意見や御指摘等も踏まえながら改訂をさせていただきたいと考えております。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。

○浜井構成員 ありがとうございます。

後ほどでも結構ですので、もし推進協会からこの件に関して何かコメントがあれば、また頂戴いただければと思います。

続きまして、3点目ですが、沖縄の遺骨収集の問題に関しまして、今日御説明がありましたけれども、形質鑑定とDNA鑑定等々の検体を採取するということで厚労省の職員が沖縄に7月、11月に派遣されたということでした。今までにこういった説明はなかったわけですが、今回から記載されたということで、国と沖縄がどうやり取りをしているのかということがより鮮明になってよいことだと思います。

加えて、2月、そしてこれから3月においてもそういった作業を実施する予定ということでございましたが、前回、私から要望させていただいた、こういった定期的に厚労省の職員が派遣されているということであれば、この会議でも何度か話題になっております南部土砂の問題について、沖縄の遺骨収集センターからも比較的近い場所にあるわけですので、そこに視察をし、その状況を説明してくださいということを要望いたしました。それに対して検討しますというお答えをいただいたわけでございます。前回の会議が9月ということで、その後、11月、2月に職員の派遣があり、3月もまた派遣がある予定だということですが、これに関してどういう検討をされているのか、あるいはもう既に視察をしているのかとか、そこら辺のところを御説明いただきたいと思っております。

○犬伏座長 それでは、事務局、よろしくお願ひします。

○浅見事業課長 御質問ありがとうございます。

沖縄では、特に南部一帯といったところでは多くの兵士の方と共に住民の方も犠牲になったものと認識してございます。

南部土砂の問題でございますが、防衛省によりますと、辺野古移設工事に必要な埋立土砂の調達先については現時点においてもどこから調達するのか確定していないものと承知しております。今後、防衛省において適切に判断されるものと考えておりますけれども、厚労省としましては、防衛省に対しまして沖縄の開発行為の過程でもし御遺骨が発見された場合の対応手順について、防衛省から関連事業者に対して丁寧に周知するように依頼を行っております。昨年、御指摘を受けた後も、当省職員が沖縄県を訪問して沖縄における遺骨収集の手順について再度周知徹底するように申し入れておまして、本年1月に沖縄県庁からも県内の各市町村、それから建設業協会、または農林水産土木建設会等に対して周知を行っていただいたものと承知しているところでございます。

引き続き、沖縄における遺骨収集の背景、現状、適切に御遺骨を収容する必要性など、遺骨収集の手順の理解を深められるように適切に対応していきたいと考えております。

○浜井構成員 ありがとうございます。

ということは、現状においてこの現場を視察されていないということですが、実際にそこが使われるかどうかはまだ不透明な状況ではありますけれども、実際に話題になっている地域の場所というのがあるわけでありまして、その状況がどうなのかということについて、現地に行って厚労省としてその場所を確認しに行くとか、実際にそこは遺骨収集で御遺骨が見つかる可能性がある地域の場所なのかどうかということに関して、近くに行きながら何も見てこないというのは非常に不自然な感じがいたします。

ですので、この3月は恐らく2回行く予定があると思いますが、もし間違っていたら修正していただければと思いますけれども、この3月でなければ4月以降も何度も行く予定というのがありますので、この有識者会議における情報提供という観点からしても、ぜひこの視察はしていただきたいと思っておりますし、そして、この会議においてその情報をきちんと提供していただきたいと思っております。

○犬伏座長 浜井先生からの御要望ということもありますし、遺族や沖縄の人たち、そして日本全体としても関心の高い問題も含まれておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、オブザーバーからの御質問があるので、よろしくお願ひします。

○森本オブザーバー 今年には戦後80年で、御存じのとおり、集中実施期間が5年間延長になりました。私は25ページと26ページについて、まさしく担い手の意見の中に私の考えも含まれますけれども、右のほうに迅速化するという厚労省の御意見がありますけれども、真ん中で現在できる範囲で厚労省が対応していただいていることも理解できます。できるだけ数値的になるほどとはっきり分かるような形でお願ひしたいなと思っております。

もう80年といひましても、その前からの戦争のことですから、この5年間の延長が勝負だと思っておりますので、DNA鑑定にしても、科学の進歩と相まって簡単にはいかないこともあると思っておりますけれども、あとは現地調査にも日本から鑑定人の人が8～9割ぐらい同行していただいで非常に感謝しておりますけれども、そういう形で全てを迅速化というか、担

い手にも厚労も一緒に前を向いてやっているという形が分かるような形で遺骨収集事業を実施していただきたいという意見です。

以上です。

○犬伏座長 現場としては切実に高齢化しておりますし、戦後80年といいますが、その前に戦争があつたことをごさいますので、遺族としましてはやはり一刻も早く自分たちの元という思いが強いですので、今、オブザーバーからの御意見もありましたように、若干目に見えるような形での迅速化であるとか、引き続き厚生労働省としても取組を強化していただきたいと思います。

今のオブザーバーからの御意見について、何か厚生労働省としてお答えはございますでしょうか。

○浅見事業課長 国としても御遺族の心情を第一に考えまして、一日も早く、一柱でも多くの御遺骨を収容するようこれからも頑張つてまいりたいと思います。これからも御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

○犬伏座長 今回、現場の声をこのように上げていただいたということは非常にありがたいと思います。

それでは、佐藤オブザーバー、よろしく申し上げます。

○佐藤オブザーバー 推進協会の佐藤です。

先ほど浜井先生から私に御質問がございましたので、例えば手順書については遺骨収集に携わる現場の方々が改訂について求められておるところでございます。ただ、その御意見も様々でございますので、私どものほうで一つにまとめて要望というのはしていませんけれども、いつも森本さんからいろいろな御意見をいただいておりますけれども、そういうものを厚労省にお伝えして連携を図っているところがございますので、引き続きその連携を強化して事業を促進してまいりたいと思っております。

○犬伏座長 手順書のレベルで変えなければいけないということも出てくるということであれば、本当に現場のほうから厚労省さんと密に御相談いただいで進めていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

では、黒沢構成員、よろしく申し上げます。

○黒沢構成員 黒沢です。御説明ありがとうございました。2～3お伺いいたします。

先ほど御説明がありましたし、浜井先生からも御指摘がありましたけれども、終戦直後から米軍などから埋葬地の情報が寄せられていたということなのですが、これについて、この文書は現在、厚労省で保管されているのでしょうか。保管されているとすれば、どのように活用されているのかということにつながってきますけれども、埋葬地情報というのは、今日御説明いただきましたけれども、もしそういった米軍等からの情報が占領期にそもそもあったとするならば、なぜそれを活用してこなかったのか、あるいはそれはどこかに行ってしまったのかという非常に取組の最初のスタートダッシュに関わる話にもなってくると思いますし、現在においても非常に重要な情報源というわけですね。そういった点

で、その文書を現在保管されているのかどうかということが一つです。

まず、それでお伺いしたいと思います。

○浅見事業課長 ありがとうございます。

その資料に関しまして、今、保管しているかどうかはちょっと私は把握していないのですが、御遺骨の情報として終戦直後に米軍から頂いた資料というのは当然活用していると思います。

先ほどの資料の1ページにもありますとおり、これまで第1次、第2次、第3次と遺骨収集は終戦直後から進めてきておりますが、こうした遺骨収集を進める中で、そういった情報というのは恐らく活用されているものと思います。これまで国は34万柱の御遺骨を収容してきているわけですが、様々な情報があります中で、そうした米国の情報も基にして遺骨収集が行われてきているものと私は考えております。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

それならよろしいのですが、ただ、ちょっと今のお答えで気になるのは、現在、その情報を使われているかどうかということについてはどうなのですか。

○浅見事業課長 そこは後日、確認して、また次回にお知らせさせていただければと思います。

○黒沢構成員 では、その点はよろしくお願いいたします。

あと、特定のところの地域の問題になりますけれども、一つはこれを拝見していただき、例えばグアムなのですが、19ページです。グアム島の戦没者は約2万人ということであり、それで、未収容の遺骨の概数ということで出ているわけですが、収容遺骨概数も出ていますが、ほかの地域に比べますとここは極端に少ないのですね。グアム島には当然米軍基地もございますので、その調整ということもあるのかもしれませんが、米軍基地内においても米側との交渉次第では遺骨収集は可能なのではないかと思うのです。恐らくアメリカ政府側には埋葬地情報というのは当然あると思われるわけですね。だから、ここら辺は交渉の余地があるのではないと思われるのですが、その辺りはどのように実施されてきたのか、あるいは今後、そのような取組が可能なのではないかと考えられるのですが、それが一つということになります。この点はいかがでしょう。

○星野事業推進室長 御質問ありがとうございます。

グアム島でございますけれども、グアム島の遺骨収集はこれまで1952年から約30回程度実施してきております。2万人の戦没者に対して遺骨収容の概数が少ないという御指摘でございますけれども、政府による遺骨収容数が約500ではございますけれども、戦後、復員時、あるいは引揚げのときに戦友等から持ち帰られた御遺骨というのが、グアムを含めた中部太平洋地域で約1万3000柱ございまして、この1万3000柱が中部太平洋地域という単位で整理されているという関係で、島ごと、中部太平洋で言えばグアムやサイパン、テニアンなどがございまして、その1万3000の中にグアムがどれだけあるかというのは

具体的に詳細が分からないということで、もしかしたらグアムの送還数がその中にも含まれておりますので、政府収容数は約500ではございますけれども、もう少し帰還している遺骨の数は多いのではないかと考えているところでございます。

グアムはおっしゃるように米軍の基地が多いところでございますけれども、具体的な取組といたしましては、アメリカの公文書館で入手した埋葬記録等を分析して、様々な機会を通じて遺骨情報の提供を呼びかけ、現地調査・遺骨収集を行っているところでございます。けれども、なかなか米軍の中での収容というのは現時点で厳しい状況でございます。

ただ、基地内で基地の工事中に遺骨が発見されるようなケースもございまして、実は今年度、収容して送還した御遺骨の中にも、米軍の基地内で工事中に発見された御遺骨を米側で鑑定をいただいて、これは日本人のもので間違いのないということで送還を受けたケースがございまして。

また、グアムの再開発の中で、水道工事中に遺骨が発見されたということで、今回送還した遺骨も含まれているといった状況でございます。

引き続きグアム当局と関係政府と情報を共有しながら、遺骨の送還に向けて進めてまいりたいと考えております。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

いろいろ米国との関係がありますので難しいところはあるかと思っておりますけれども、よろしくお聞きしたいと思っております。

それからもう一つ、これも具体的な地域ですけれども、ウズベキスタンです。10ページになります。これも毎回のように御説明はありますが、さらにお聞きしたいのは、宗教上の理由、あるいは国内法令の問題でなかなか収集できないということなわけですけれども、宗教上の理由で言いますと、イスラム国ですけれども、同じイスラム国でいうとインドネシアがイスラム国なわけですけれども、インドネシアでは特にそういうイスラム教の問題が発生していないのに、ウズベキスタンではイスラム教の問題が出てきているということになるかと思っておりますが、この点、いろいろな宗派の問題もあるかもしれませんが、そこら辺でもう少し何か御事情が分かるようなところがあれば、教えていただきたいと思うのですね。

それからもう一つ、ここはとにかく収容遺骨数がゼロということにまたなるわけですけれども、現地で亡くなられた方の立派な墓地があったりします。日本からも遺族の方が慰霊に訪れたりするような墓地があったりされますけれども、向こうの方が管理されているというところもあります。ちなみにこれは基本的な問題かもしれないですけれども、そういう墓地に埋葬されている方の御遺骨というのは収集対象になるのですか。もう一点はそれをお聞きしたいのですけれども、ロシア国内とか、いろいろなところであると思うのです。現地で埋葬されて墓地がきちんとされて、現地の方が管理されているという墓地というのは幾つかあるわけですけれども、そういうものは収集の対象になるのかどうかということも含めてお聞きしたいと思っております。

○星野事業推進室長 御質問ありがとうございます。

ロシア側でも、旧ソ連のほうで適切に管理されている整備済みの埋葬地がございますけれども、こういったところも相手側の了解が得られれば、対象になってくるということでございます。

ウズベキスタンでございますけれども、13か所の埋葬地があるということで名簿は提供いただいているのですけれども、そのうち整備済みの埋葬地というのが11か所でございます。こういった整備されている埋葬地については、先ほど言った宗教上の理由で墓を掘り起こすのはよろしくないという現地のウズベキスタン側から言われていまして、宗教上、また、心情等に関係する問題で、そういった掘り起こしはやめてくれと言われていたところがございます。

あわせて、法律的にも禁止されているので、遺骨収集は難しいというお答えをいただいているところでございます。

整備されていない埋葬地の情報がございますので、それについては埋葬地の場所がまだ確認できておりませんので、そういった埋葬地の位置情報について、引き続き資料提供をウズベキスタン側に求めているところでございます。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

そうしますと、あるいはインドネシアも同じことなのかもしれないですけれども。

○星野事業推進室長 インドネシアについては、国内法で遺骨を掘り出して持ち出すことはできないことにはなっているのですけれども、インドネシア側と日本政府で協定を結んでおりまして、そういった御遺骨については許可を得た上で収容する仕組みができていたところがございます。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

そうしますと、同じイスラム国といっても、協定が結ばれれば可能だということになりますか。

○星野事業推進室長 インドネシアについてはイスラムだけではなくて様々な宗教があるという国でございますので。

○黒沢構成員 様々な宗教というと、ウズベキでもイスラム教以外の人ももちろんいらっしゃるのですけれども、今の御説明だと墓地になっているところはお墓を掘り起こすというのが駄目だということで、墓地になっていないけれどもこの辺りに埋葬されているのではないかというところが2か所あるわけですね。それについては、国内法制の問題もあるかもしれないけれども、遺骨収集は可能だということで現在交渉をされているという理解でよろしいですか。

○星野事業推進室長 宗教上の理由で墓の掘り起こしはできないと言われておりますけれども、そういった整備されていないところについては可能な限り遺骨収集できるようにウズベキスタン側と引き続き交渉していく必要があると思っております、そのための協議を今後も継続してやっていきたいと考えております。

○浅見事業課長 失礼します。

イスラム教の国も様々あると思いますけれども、収容できない国が今はウズベキスタンということなのですけれども、ほかの国でどういう扱いになっているかも含めてまたそこは整理しまして、次回に御回答させていただきたいと思います。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

ウズベキスタンは割と親日的な国でもあると思いますので、交渉次第では収容できるのかなという感じも持っているのですけれども、どうぞ調査をお願いしたいと思います。

以上です。

○犬伏座長 ほかにございますでしょうか。

また最後に御質問をいただくということも可能でございますので、それでは、資料3の説明に移っていきたくと思います。戦没者の遺骨鑑定の取組についてということで、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○田畑戦没者遺骨鑑定推進室室長補佐 資料3「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」、説明をさせていただきます。

1 ページ目は戦没者遺骨鑑定センターの概要の資料となります。前回の有識者会議の資料から変更点はございませんので、説明は割愛をさせていただきます。

2 ページ目を御覧ください。戦没者遺骨鑑定の実施状況等についての資料となります。

まず、1の戦没者遺骨の身元特定のために実施しているDNA鑑定でございますが、平成15年度から令和7年1月末までに6,636件審議いたしましたところ、1,280件の身元が判明しております。また、令和7年1月末までに御遺族から申請を受け付けた件数につきましては、8,199件ございました。

2の戦没者遺骨が日本人か否かを判定している戦没者遺骨の所属集団判定につきましては、令和2年度から令和7年1月末までに9,188件の判定が行われ、日本人遺骨が7,616件、判定不可が1299件、日本人遺骨の可能性が低いと273件となっております。

3の「戦没者遺骨の鑑定体制の強化」の2つ目の丸に、厚生労働省の分析施設の分析実績を記載しております。令和7年1月末までに794件のDNA抽出・分析を実施しております。

資料の3ページ目を御覧ください。令和6年度における戦没者遺骨の身元・所属集団の確認状況の資料となります。1の身元特定DNA鑑定会議につきましては、令和6年度はこれまでに3回開催しており、548件の鑑定結果を審議した結果、33件について身元が判明しております。

2の所属集団判定会議につきましては、令和6年度はこれまでに4回開催しており、701件を審議したところ、「日本人の遺骨である」が550件、「判定不可」が88件、「日本人である可能性が低い遺骨」が63件ございました。

次世代シーケンサーによるSNP分析の結果等を踏まえた総合的判定により所属集団判定された件数を、括弧内に書かせていただいております。

資料の4ページ目を御覧ください。戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定に関する広

報についての資料となります。左下、色付背景の「参考」のところ、令和6年度に実施した広報の取組となります。直近の取組としては、2月10日に沖縄県主要地方紙2紙に対して、身元特定DNA鑑定申請に係る広告を掲載しております。

資料の5ページを御覧ください。戦没者遺骨鑑定に関する研究等に関する資料となります。1番目の①から④まで、いずれも令和6年度も継続して実施しているものとなります。

①の戦没者遺骨の次世代シーケンサーによるSNP分析の事業につきましては、令和6年度は、約500件の分析を進めているところでございます。

②の形質人類学鑑定人の養成に係る研究事業につきましては、令和7年1月末までに10名を養成いたしました。このうち3名が遺骨鑑定人として遺骨収集事業に同行していただいております。

③と④の同位体の関係の研究につきましては、この後、7ページと8ページで詳しく御説明をさせていただきます。

下段の2の厚生労働科学研究の成果についてですが、前回の有識者会議におきまして御報告をさせていただいたところでございますが、この成果を実際に活用される鑑定機関の関係者の方々等に対しまして、令和6年12月に研究成果報告会を実施いたしました。報告会等で寄せられた意見も踏まえつつ、身元確認用スクリーニングソフト「RelSearch」の試験運用による検証を令和6年度から開始し、ソフトウェアの実用化を目指すこととしております。

6ページを御覧ください。沖縄収容遺骨に対して用いる古墓判定の考え方の案に関する資料となります。戦没者遺骨収集事業では、収容の手順や検体の採取について定めた手順書がございますが、沖縄につきましては、歴史、文化等の背景から、発見された遺骨が沖縄戦の戦没者の遺骨ではなく、古墓由来の遺骨の可能性があるという特殊性があるため、沖縄の事情を考慮した手順書を令和3年4月に別途作成し、以前、有識者会議でも御報告させていただいているところです。

本資料を御説明する前に、資料の23ページを御覧ください。こちらは沖縄の手順書の中から流れ図を抜粋した資料となります。同位体分析は、この流れ図の中央左側に既に位置づけられておきまして、収容遺骨の形質人類学的鑑定で「古墓由来の可能性を否定できない遺骨」となった場合、検体を採取して同位体分析を行う流れとなっております。古墓由来と判定されたものは返還、それ以外のものについてはDNA鑑定に進むこととなります。

それでは、資料の6ページにお戻りください。これまで同位体分析を使った年代測定は、較正年代と呼ばれる推定値で古墓判定をしておりました。令和4年度から5年度にかけて研究してきた、実測値である放射性炭素濃度による判定に変えることで、古墓判定の精度向上を図るものとなります。

なお、本資料は同位体の専門家によるワーキンググループと昨年7月と今年1月の戦没者遺骨鑑定センター運営会議でも御議論いただき承りいただいた資料となります。

今後の具体的なプロセスといたしましては、御遺骨からコラーゲン等を抽出して同位体

分析を行い、資料の右上に色付のグラフがありますが、分析結果が青のゾーンに入る場合には戦没者遺骨と古墓由来の両方の可能性があるため、「戦没者遺骨の可能性ある」としてDNA鑑定に進むこととなります。また、上下に線を引いてありますが、ピンクのゾーンに入る場合には、古墓由来の遺骨または1950年代以降の遺骨ということで、「戦没者遺骨ではない」として沖縄県に通知して、県を通じて返還することとなります。

なお、同位体の専門家から成るワーキンググループの議論を踏まえまして、「戦没者遺骨ではない」との判定にあたっては、戦没者遺骨を取りこぼすことがないように、同位体分析の結果に加えまして専門家の確認を経た上で判定することとしております。

また、同位体分析には炭素や窒素を使った安定同位体分析というものがございしますが、こちらの研究も進めてきました。安定同位体分析は、御説明してきました放射性炭素を使った同位体分析と比較して一度に大量に分析が可能であることから、放射性炭素を使った同位体分析にかける検体を、より戦没者遺骨の可能性が高いものに絞り込むために活用したいと考えております。

具体的には、御遺骨についてまず炭素と窒素の安定同位体分析を行い、資料の右下の「参考2」でお示ししている確率分布の円がございしますが、この円内にプロットされている検体は、戦没者遺骨の可能性が高いとされることから、放射性炭素を使った同位体分析に優先的に進めて判定をしていく流れを考えてございます。

今後は、沖縄収容遺骨については、この判定の考え方に基づいて古墓由来のものかどうか判定を進めていく予定としております。

7ページを御覧ください。戦没者遺骨の年代測定及び所属集団判定における同位体分析の活用に係る研究事業の資料となります。現在、東京大学に委託し研究を行っているものでございます。今回、委託研究に関しましては、各年度における研究の内容、研究の成果が次年度の研究にどうつながり活用されるのか、また、戦没者遺骨鑑定センター運営会議や有識者会議への御報告等を行う内容、その時期を記載し、流れやスケジュール感が分かるように資料を改めております。

この委託研究の成果が、資料の左下になりますけれども、濃いピンクでお示しさせていただいている部分の、厚生労働科学研究に活用されて研究が進められることとなります。厚生労働科学研究につきましては、次の8ページで御説明をさせていただきます。

8ページ目を御覧ください。今年度からスタートいたしました、厚生労働科学研究の資料となります。日本人かどうかの所属集団判定に安定同位体分析を活用できないかを研究するものとなります。委託研究の成果として作成した日本人の確率分布に日本人以外の現地人などが含まれる可能性が否定できないため、海外の同位体分析データとの比較検証を行い、所属集団判定の確率分布の精度向上を図ることなどを目的に実施している研究となります。こちらにつきましても、各年度における研究内容、研究成果が次年度にどうつながり活用されるのか、そして運営会議や有識者会議への報告等を行う内容や時期について記載し、流れやスケジュールが分かるようなものを今回作成致しました。

令和8年度まで行われる厚生労働科学研究となりますが、その研究成果につきましては、センター運営会議や有識者会議において御報告をいたしまして、同位体分析をどのように鑑定プロセスに組み込んでいくかを検討していきたいと考えております。

以降は参考資料となりますので、資料3の御説明は以上となります。

○犬伏座長 それでは、今、資料3についての説明をいただきましたが、この点について御質問や御意見があれば、お願いしたいと思います。

浜井構成員、お願いします。

○浜井構成員 御説明ありがとうございました。

6ページで、沖縄収容遺骨に対して用いる古墓判定の考え方ということで非常に御丁寧に御説明いただきましてありがとうございました。

お伺いしたいのですが、今、こちらはまだ研究中ということで、こういった実際の判定はまだしていないということでしょうか。

○田畑戦没者遺骨鑑定推進室室長補佐 先ほど少し御説明をさせていただきましたが、以前より、放射性同位体の結果を活用して古墓の判定を行ってまいりました。推定値ではなく実測値である放射性炭素濃度を用いることでより精度を上げた形で判定を行うということで、こちらについてはセンター運営会議の専門家の先生方にも御了解をいただき、こちらの有識者会議でも御説明をした上で、今後、沖縄の収容遺骨について古墓判定を進めていくこととしております。

○浜井構成員 ありがとうございます。

古墓由来の遺骨や戦没者の遺骨ではないものが間違っただけで収容されないようにということで、これも科学的知見を取り入れた手法ということでより精度を上げていくということになると思うのですが、ちょっと気になったのは、放射線炭素濃度の基準に関してのことというのはそれまでもやっていたけれども、より精度を上げるということで、その放射線炭素濃度の検討自体というのはいつ頃から始まったのかなというところが気になります。

というのは、それ以前はそういった科学的な検証もなく、沖縄の収容された遺骨というのは戦没者の遺骨だとみなして収容してきたというのが結構あるのかどうなのかというところが非常に気になったものですから、お聞きしたいのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○田畑戦没者遺骨鑑定推進室室長補佐 年代測定については、測定する機器について変更はございません。

ただ、これまでは較正年代というもので、大気中の放射性炭素濃度は変化するものなので、必ずしも放射性炭素の半減期に基づいてきれいに半減するものではないため、較正をかけなくてはいけないところがあります。研究によって較正データが変わってくるのですが、今回、新たに研究の成果としてお示しした基準値は、推定値ではなくて放射性炭素の実際の濃度になるので、測定値は変わらないものとなります。これを判断基準にすることによってより精度向上を図ったということになります。

○浜井構成員 ちょっと聞き方が悪かったかもしれないのですが、測定自体はいつからやっていたのかということをお教えいただきたいということです。

○小泉戦没者遺骨鑑定推進室長 お答えいたします。

今回の放射性炭素濃度の部分ですけれども、7ページを御覧いただきますとあるように、この緑の部分がまさしく今回の検証の部分でして、4年度から始めているものになります。

○浜井構成員 研究自体がそうであるということなのか、測定自体が令和4年度からということによろしいのか、そこら辺はいかがでしょう。

○小泉戦没者遺骨鑑定推進室長 放射性炭素濃度の測定と研究はセットになっておりますので、4年度からということになります。

○浜井構成員 分かりました。ありがとうございます。

ということは、それ以前までに収容された御遺骨に関しては、そういった科学的な測定ということがなされておらず、古墓由来のものも含まれる可能性があるという認識でよろしいですか。

○小泉戦没者遺骨鑑定推進室長 今ほど御説明させていただいたように、放射性炭素濃度という新しい分析手法にこれから切り替えるという形なので、それまでは較正年代という別の科学的手法を使っていたということになります。

○浜井構成員 ありがとうございます。

その年代方式はそれ以前からということですね。いつ頃からでしょうか。

○小泉戦没者遺骨鑑定推進室長 それはまた確認して、別途御報告させていただければと思います。

○浜井構成員 分かりました。ありがとうございます。

○星野事業推進室長 事務局ですけれども、研究については先ほど鑑定室から御説明したとおりなのですが、沖縄における古墓が出てくる可能性があるということで、平成20年代から同位体を活用して古墓由来の遺骨かどうかという確認はしているところでございます。

研究については令和に入ってからではございます。

○犬伏座長 精度を高めるための研究が進んできたという理解でございませうかね。収集した遺骨についてまさに正確に判断するということについて、様々な手法・研究が必要であるということが進んできたのかなとは思っております。

浅村先生が今日は欠席ですので、具体的な鑑定等のところをお聞きできない部分もあるかと思いますが、資料3についてはいかがなものかとございませうか。ほかはありますか。

ないようでしたら、資料4に進ませてもらいたいと思います。予算の関係で、国会で予算審議中ということでございますが、令和7年度予算案について御説明いただければと思います。

○石塚援護企画課長 資料4につきまして御説明いたします。

予算案の段階でございませうけれども、1ページ目を御覧いただきますと、令和7年予算

案、33.5億円ということで、うち、指定法人予算額9.9億円ということ予算案としております。

2ページ目を御覧いただきますと、内訳が出ておりますが、硫黄島につきましては12.8億円ということですが、今年度までのボーリング調査の大規模なものが終了したということで12.8億円ということですが、遺骨収集の説明でありましたように、地表面の収集などを今後は進めていきたいと考えております。

あと、2ポツ目の遺骨収集で10.9億円ということと、3ページ目になりますけれども、5ポツの遺骨の鑑定が7.7億円という予算になっております。

最後に、4ページ目でございますけれども、援護の全体像でございます、174億円ということで予算案としております。令和6年度補正は8.3億円でございます。遺骨収集につきましては33億円ということで、表の中の3ポツの「遺骨収集事業」ということで計上しているところでございます。

資料4につきましては以上でございます。

○犬伏座長 これについて何か御質問や御意見はございますでしょうか。

これは満額通ったということですかね。

○石塚援護企画課長 今、国会審議中でございますので、案ということでございます。

○犬伏座長 分かりました。

それでは、全ての資料の説明がございました。盛りだくさんですし、これまでのここを出てきた御意見を踏まえて資料等が充実してきたということだけではなくて、実態を伴うような迅速化や鑑定の精度等の向上というものもあるということでの御報告だったと思いますが、本日が令和6年度最後の会議になりますので、もう少し御意見があるということであれば、どなたでも最後の御発言ということでよろしくお願ひしたいのですが、ございますでしょうか。

長時間に及ぶ会議になっておりますので、特にこれでないということでありましたら、本日の会議としては、議題については以上ということになります。

事務局からアナウンスがございましたら、よろしくお願ひします。

○徳永課長補佐 特にございませぬ。

会議の時間が長くなりまして大変申し訳ございませんでした。

○犬伏座長 いえ、参加している先生方からはやはり気にかかることもたくさんありますし、これでまた5年延長されるということも踏まえて、今後の事業について私どもも関心が高いところでございますので、御意見をいただいて、議長としても非常に充実した会議となったと思います。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を終了させていただきます。

本日は長時間にわたり、活発に御意見いただきましてありがとうございます。